

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第5号

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年墨田区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「行政委員会」を「教育委員会の委員、選挙管理委員会」に改める。

第5条第1項中「教育委員会の委員長若しくはその他の」を「教育委員会の」に改め、同条第3項中「教育委員会の委員長又は」及び「、その委員会においては」を削る。

第7条を削る。

別表中

教育委員会委員長	月額 291,000円
同 委員	月額 231,000円

を

「

教育委員会委員	月額 231,000円
---------	-------------

」に改める。

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。